

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

旅客自動車運送事業運輸規則及び当社安全管理規程に基づき、当社の運輸安全マネジメントに関する取組みを次のとおり公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- 1) 社長及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- 2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan・Do・Check・Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- 3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表・共有し、安全意識を高めてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標

1) 令和7年度の目標及び輸送の安全の確保に関する設備投資

① 目標: 交通事故件数の削減 ※令和6年度輸送の安全に関する目標達成状況

有責事故ゼロ
思い込み運転・だらう運転はしない。

② 目標: 交通違反件数ゼロ

飲酒運転の排除は勿論、特に高速道路上における車間距離確保、スピード超過違反根絶に主眼を置き、
運行中のスマホ・タブレットでの通話・操作を禁止。
令和7年度における違反件数ゼロを目指す。

③ 輸送の安全の確保に関する設備投資

- アルコール検知機購入及び更新……定期更新
- 健康診断・適性診断受診費用など……健康診断(年間2回)・脳MRI検査・適性診断
- IP無線機購入(GPS機能搭載)……全車に搭載(Softbank製)
- 新型車両(中型車・マイクロバス)購入……

2) 令和7年度の具体的目標

- ア. 右左折時・後退時・早朝夜間走行時の事故をゼロにする。
- イ. 安全な速度と十分な車間距離を確保し、「車内事故」をゼロにする。
- ウ. 前方の状況に目を配り、危険を予測する運転で「追突事故」をゼロにする。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する、令和6年度における事故に関する統計

該 当 項 目	自動車事故報告規則第2条第2号に該当するもの
件 数	0件

4. 輸送の安全に関する計画 ※令和6年度安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト

1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの有効利用

デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの解析及び個別指導の強化・継続

2) 事故惹起者教育の強化

年間3件以上、事故惹起した運転手については。
事故防止対策会議において、原因の究明及び再発防止を重点的に個別教育する。

3) 交通安全運動の積極展開

各期間中の目標・施策を安全ミーティングで周知する。

4) 安全に関する指導・教育の実施

- ① 全社員参加の安全ミーティングを2ヶ月に1回程度で開催する。
- ② ヒヤリハット情報を積極的に収集し、安全会議など利用して全社で積極的に共有する。
- ③ 冬季には、雪道の運転操作・チェーンの装着方法などを、現地に赴き講習する。

5) 個人表彰について

- ① 無事故運転者表彰
毎年1月に前年無事故の乗務員を表彰し、記念品を贈呈します。

6) 車両整備の徹底

- ① 3ヶ月点検の完全実施
- ② 運行前点検・日常点検の徹底。
- ③ 担当車制により異常箇所の発見を早め、即時報告体制を確立する。

7) 改善基準違反による長時間労働時間と過重労働の絶滅

- ① 『新高速乗合バス制度』導入による、法律等の遵守
- ② お客様、取引業者様のご協力も仰ぎ、貸切バス・高速乗合バス共に『交代運転者の配置基準』を遵守する。

8) 労働安全衛生の活性化

- ① 防衛運転の重要性を認識する。
- ② 健康診断の結果を重視し・再診の徹底、また生活習慣病の予防・対策・改善を指導する。

9) 自動車対策機構の適性検査を適せん実施する。

10) 安全運転支援装置の特性と使い方の理解。

車種ごとに異なる安全運転支援装置について、AMT・衝突被害軽減ブレーキシステム・車両ふらつき警報装置・車線逸脱警報装置などの特性を理解し誤解を排除し、正しい使用方法を徹底する。

5. 事故、災害に関する報告連絡体制

緊急時の連絡フローチャート図

事故発生時の緊急連絡フローチャート図

事件発生時の緊急連絡フローチャート図